

こどもの権利に関する条例（仮称）制定に 意見聴取結果【大学生】

令和6年11月20日

富山県厚生部こども家庭室こども政策課

意見聴取の概要

1 意見聴取実施期間

令和6年10月26日～11月4日

2 意見聴取方法

インターネット上の回答フォームより回答

3 対象者及び回答者数

対象者：大学生（富山国際大学）

回答者数：121名

4 設問内容

- 回答者属性
- こどもの権利条例の効果的な周知方法
- いじめや児童虐待等に関する施策のこどもへの理解促進、意見聴取方法
- 困難を抱えるこどもに向けた相談機関の周知、利用促進方法
- こどもまんなか社会への変革にあたり大切なこと
- ウェルビーイング向上のため、人や社会とのつながりの中で回答者が大切にしたいこと

※回答者属性以外はすべて自由記述

回答者属性

- 1 あなたの年齢について、当てはまるものを選んでください

設問	回答者数	回答割合
10代	90名	74.4%
20代	30名	24.8%
答えたくない	1名	0.8%

大学生からの主な意見

- 2 こどもの権利条例(仮称)の趣旨及び内容をできるだけ多くの県民に知ってもらい理解を得るためには、どのような周知方法が効果的だと思いますか。

分類	主な意見
インターネット、SNSの活用(47件)	SNS上での広告配信
	インスタやTikTok等でショート動画を発信
	YouTuber、インフルエンサーとのコラボレーション
	こどもが撮影したこどもの権利条例に関するビデオをYouTubeに掲載
	インターネットニュースへの掲載 SNSアカウントを作成した定期的な情報発信 など
テレビニュース、CMの活用(35件)	テレビCMの放送
	テレビニュースでの放送
	テレビでの特集番組の放送
チラシ、ポスター、冊子等による周知(30件)	チラシを作成して配布する
	ポスターを作成して多くの人が訪れる場所に掲示する
	冊子にして配付する
	プリントを作成し学校で配布する
講座等の開催(8件)	講演会を開催する
	社会福祉施設での説明会の開催
	出前講座の実施
	公民館、コミュニティセンター、地域の集会等での講座
学校等での説明(8件)	担任の先生や社会の先生が教える
	小学校に訪問し呼びかける
	ふるさと学習のような時間に調べる
	学校への職員の訪問説明
新聞による周知(6件)	新聞広告による周知
	新聞のコラム連載
イベントの開催(6件)	企業と連携したイベントの開催
	多くの県民が利用する施設でのイベント開催
その他(6件)	回覧板への掲載
	自治体、公民館の掲示板等への掲示
	アンケート調査の実施
	広報車による広報

大学生からの主な意見

- 3 いじめや児童虐待などに関する施策について、こどもに理解してもらったり、こどもから幅広く意見をもらったりするためにはどうしたら良いと思いますか。

分類	主な意見
学校での授業、講座、講演等の実施(57件)	学校でいじめに関する授業を行う
	学校で特別講義、講演を行う
	いじめに関するニュースを授業で取り上げる
	こども同士でいじめについて話し合う時間を設ける
アンケートの実施(37件)	学校でのアンケート調査の実施
	匿名アンケートの実施
ポスター、チラシ等の作成(10件)	わかりやすい説明やイラストのあるポスターやチラシの作成
	目に留まりやすい場所へのポスターの掲示
	学校へのチラシの配布
	学校での相談窓口を記載したカードの配布
	こどもでも読みやすいパンフレットの配布
インターネット、SNSの活用(8件)	SNSでのこども施策の発信、意見聴取
動画の作成(5件)	いじめや虐待がどのような状態か説明する動画を作成する
	アニメ動画を作成する
当事者等から直接聞き取り(4件)	児童相談所での聞き取り
	保育園や小学校等での意見聴取
	いじめ、虐待被害の当事者との意見交換
意見箱、目安箱の設置(3件)	児童館や図書館への意見箱の設置
相談窓口の設置(2件)	電話やSNS相談窓口の設置
	多くの人を訪れる場所への相談窓口設置
その他(6件)	親や大人の理解促進
	スクールカウンセラーとの面談機会の設定
	いじめをテーマにした研究や発表、作文の製作
	普段からこどもが話しやすい環境整備

大学生からの主な意見

- 4 いじめや貧困、ヤングケアラーなどで悩んでいるこどもたちに相談機関の存在を知ってもらい、安心して利用してもらうためには、どうしたら良いと思いますか。

分類	主な意見
チラシ、ポスター、周知文等による周知(33件)	相談機関の連絡先を記載したチラシの配布
	学校やこどもがよく利用する施設でのチラシ配布、ポスター掲示
	街中やコンビニ、公民館等、多くの人が訪れる施設へのポスター掲示
	相談機関のQRコードが記載されたポスターの掲示
学校での授業や説明(31件)	相談機関を取りまとめたチラシの全戸配布
	学校の授業で相談機関の存在を説明
	養護教諭やスクールカウンセラーとの連携
	どんな人が相談を受けているか説明
	相談機関は行きにくい場所ではなく相談は珍しくないと伝える
インターネット、SNSの活用(16件)	学校での講演の実施
	SNSでの情報発信
	SNSのDM機能や、SNSと連携した相談窓口の設置
相談機関の改善(8件)	メールでの相談窓口の設置
	より気軽に利用できる機関とし、そのことについての周知強化
	電話によって現状がどう変化するかを説明
	こどもにとって居心地の良い場所、よりどころとなる場所にする
	機関や施設などへのこどもたちの訪問
	相談機関の職員との交流により、身近な存在にする
テレビを活用した周知(7件)	プライバシーの保護
	テレビCMによる周知
	ニュース番組による周知
	いじめ、お金に困っている、ヤングケアラーなど、テーマごとのCM作成

大学生からの主な意見

- 4 いじめや貧困、ヤングケアラーなどで悩んでいるこどもたちに相談機関の存在を知ってもらい、安心して利用してもらうためには、どうしたら良いと思いますか。（続き）

分類	主な意見
個別面談、声かけ(4件)	アンケート等の結果を踏まえた面談
	個別面談の実施
大人への周知(3件)	教員に相談機関を知ってもらう機会を設ける
	こどもに照会できるよう、親、祖父母等への周知
地域での周知(3件)	回覧板等による周知
	社会福祉士のアウトリーチや民生委員の声かけ
出前講座や出張講座の開催(5件)	こども向けイベントでの出張講座、出前講座の開催
	講演会の開催
相談窓口の設置・強化(4件)	カウンセリングや無料電話相談の強化
	匿名の相談窓口の設置
	わかりやすい場所に相談機関を設置
その他(11件)	行政からの呼びかけ
	アンケート調査の実施
	実際の相談者からの体験談を聞く
	制度の理解促進
	保健室で相談対応が可能なようにする
	病院からの情報提供
	家で相談しにくいこどものため、電話相談への学校の電話の使用許可

大学生からの主な意見

- 5 大人が中心だった社会から「こどもまんなか社会」（すべてのこどもや若者が心も身体も幸せに生活できることを常に考える社会）に変えていくためには、何が大切だと思いますか。

分類	主な意見
こどもの意見、声、考え方の尊重(42件)	こどもの考え、意見を聞き取り、取り入れる
	こどもの気持ちを尊重する
	こどもの視点にたって考える
	こどもの価値観の尊重
大人の意識変革(16件)	大人だけで物事を決めない
	大人が考えを押し付けない
	大人が自分のことしか考えない状況を変える
	大人がこどものことを信じる
こどもへの思いやり、理解促進(14件)	こどものことを理解する
	こどもに寄り添っていくことが大切
	こどものことを第一に考える
	こどもへの思いやりを持つ
社会的環境の改善(9件)	地域間のつながり、幅広い年齢層での交流
	こどもが住みやすい社会、環境をつくる
	こどもの居場所、心の拠り所をつくる
	地域全体でこどもたちを見守り、地域と学校等が密に連携する
政策、施策の変化(7件)	子供たちに関係する政策などを行い、自分たちにも関係あると理解させる
	政治の場への参画
	教育を変える
	政党によるこども施策のPR
	国のトップに若者を増やす

大学生からの主な意見

- 5 大人が中心だった社会から「こどもまんなか社会」（すべてのこどもや若者が心も身体も幸せに生活できることを常に考える社会）に変えていくためには、何が大切だと思いますか。（続き）

分類	主な意見
こどもの意見表明、社会参加(6件)	こどもの積極的な政治参加
	こどもたちが意見を言いやすい機運の醸成。
	こどもたちの目指す社会を本人たちから聞くことができる場をつくる
経済的状況の改善(5件)	労働環境や賃金、税金などを整え大人が余裕を持てる社会を作る
	子育て世代への助成を増やす
	学校や職場の環境改善
こどもの主体性、自己決定の尊重(3件)	子どもや若者を主体として考えていくこと
	こどもの主体性を育むため、幼い頃から様々な経験をさせる
	こどもへの自己決定権の付与
	こどもを守らなければならない存在ではなく、1人の人として見る
その他(8件)	こどもの権利の理解、最善の利益のための尽力
	親意外の頼れる人を見つける
	身の周りへのおもいやり

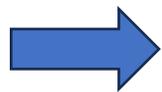
大学生からの主な意見

- 6 自分らしく幸せに生きることを「ウェルビーイング」といいます。「ウェルビーイング」を高めるために、人や社会とのつながりの中で、あなたが大切にしたいことは何ですか。

分類	主な意見
人とのつながり、コミュニケーション(26件)	挨拶を大切にしたい
	周りの人との関わり
	性別や年齢・障害の有無に関係なく互いを尊重し合うこと
	常に相手の気持ちを考えた言動を行う
	相手の良いところを見つける
思いやり(20件)	思いやりをもって人と関わる
	自分の考えを押し付けるのではなく、相手の声を傾聴すること
	自分だけではなく他人の幸せも考えて行動する
	他者に対して寛容でいる
	人の意見や気持ちを尊重し否定しない、人を否定的に見ない
自分を大切にする(23件)	自分がやりたいことをする
	自分らしくいられるようにする
	自分の意見をしっかり持つ
	自分の考えを発言する
社会・集団への参画(4件)	地域の安全や秩序を保つこと
	社会へ自分の意見を主張できる機会に積極的に参加する
	集団の中での役割を全うする
	地域活動への参加
その他(11件)	他人のことも自分ごととして考えていくこと。
	優しき心をもつこと、倫理や道徳を強くもつこと
	子どもたちの笑顔
	精神的な健康
	日常を楽しんでたくさん笑顔でいること。

まとめ（大学生）

- 1 幅広い県民を対象として条例を周知するためには、広く県民の目に触れるSNSやマスメディア、チラシやポスターを活用するべきとの意見が多く寄せられた。
- 2 一方で、こどもを対象としたいじめや虐待に関する施策の理解促進、相談機関の周知にあたっては、授業での説明や学校からのお知らせなど、学校の関わりが重要との回答が多くみられた。
- 3 こどもまんなか社会に変えていくために大切なことやウェルビーイングを高めるために大切にしたいこととして、こどもの意見を尊重することや思いやりなど、権利擁護に関する回答があった。



- ・ 第12条第1項及び第2項で、こどもの権利の普及啓発及び社会的機運の醸成を規定しており、本アンケート結果も参考としつつ、周知の内容や主な対象者ごとに、適切な周知方法を検討
- ・ 第4条で「自分の気持ちや考えを自由に表明することができ、尊重されること」をはじめ「こどもにとって大切な権利」を規定